ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ที่ ป.3/2569
เรื่อง หลักเกณฑ์สำหรับแผนงานในการสร้างประโยชน์ให้กับประเทศ สำหรับกิจการ Data Center

非公式訳

投資委員会事務局布告

第 Por.3/2569 号

件名：データセンター事業向けのタイ国の利益を創出するための計画に関する基準

仏暦 2568 年（2025 年）11 月 14 日付投資委員会布告 第 Sor.9/2568 号「投資委員会布告第 9/2565 号に基づく投資奨励対象業種表の改定増補」に基づく業種 8.2.1 データセンターへの投資奨励を明確化することを目的として、

投資委員会に委任された投資委員会事務局は仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法の第 11 条および第 13 条の権限に基づき、以下のとおり基準を定める。

第 1 項　タイ国の利益を創出するための計画

1.1 以下の計画を含めなければならない。

1.1.1 研修の実施、教育機関との共同カリキュラムの策定、研究開発の実施、および／または潜在力の高いスタートアップ企業（Startup）とタイのデジタルテクノロジー事業者を含めるタイの中小企業（SMEs）向けのスキル開発に関する計画

1.1.2 タイ国内サプライチェーンの支援計画

1.2 第 1.1.1 項および第 1.1.2 項に基づく計画は、法人所得税免除の恩典を使用する前に完了していなければならない。

第 2 項　第 1.1.1 項に基づき提出した計画について、業務範囲および詳細は以下の指針に従わなければならない。

2.1 研修の実施計画は、国際基準に準拠したデータセンターの設計、建設、運用に関する人材のスキル開発を図るとともに、タイにおける AI およびクラウド・インフラストラクチャ産業の成長を支援することを目的としている。対象となっている工学／ICT 分野の熟練労働者および準熟練労働者（職業高等学校、高等専門学校）および学生（学士号または修士号）、エンジニアおよび技術者、エネルギーおよび建築システム関連の人材のスキル向上に重点を置いている。

2.2 教育機関との共同カリキュラムの策定計画は、大学や職業技術学校などのタイの教育機関との共同カリキュラム開発を通じて、データセンターおよび AI インフラストラクチャ分野における長期的に人材を育成することを目的としている。

2.3 タイ国籍人材またはタイ国内機関と協力した、技術に関する研究開発の実施計画。例えば、

- 人工知能（Artificial Intelligence: AI）技術分野の製品の研究開発
- リソースの効率利用および処理の高速化を実現するためのコンピュータのリソース配分（Resource Allocation ）の研究開発
- ハイパフォーマンスコンピューティング（HPC）を活用するための研究開発
- DC-DC コンバータ、液体冷却システム（Liquid Cooling ）、バッテリーエネルギー貯蔵システム（BESS）、リチウムイオン電池を搭載した無停電電源装置（Lithium-ion Battery UPS）など、データセンター内で使用されるシステムまたは機器の研究開発

2.4 タイの中小企業（SMEs）に対するスキル開発計画は、タイの中小企業（SMEs）がデータセンター事業のサプライチェーンに高水準と競争力をもって参画できるようスキルの向上を図ることを目的としている。対象は電気・エネルギーシステム、建設（建築システムおよび M&E）および IT（ネットワーク、ケーブル配線、メンテナンス）関連の中小企業（SMEs）である。

第3項　第1.1.2項に基づくサプライチェーンの支援計画には、設計、建設、各種システム（冷却システム、安全システム、電気・水管理システムなど）に関する知識移転、国内製造の機械設備の設置、機械設備を設置するための国内専門法人の雇用などの業務範囲を含めなければならない。

第 4 項　審査指針

4.1 事務局は、タイ国の利益を創出するための計画を審査する。研修の実施計画および教育機関との共同カリキュラムの策定計画の場合は、研修参加者またはカリキュラム参加者の割合がプロジェクト人材の総雇用者数の 10 倍以上であること。また、法人税の恩典を受けている期間を通じて継続的に行うこと。

4.2 研修の実施計画および教育機関との共同カリキュラムの策定計画について、研修参加者またはカリキュラム参加者の割合がプロジェクト人材の総雇用者数の 10 倍未満となる場合は、研究開発の実施計画および／またはタイの中小企業（SMEs）向けのスキル開発計画も提出しなければならない。また、法人税の恩典を受けている期間を通じて継続的に行うこと。

4.3 サプライチェーンの支援計画は適切かつ標準化されており、デジタルおよびデータセンター産業においてサプライチェーンを具体的に確立するものでなければならない。

第 5 項　法人所得税免除の恩典使用および操業開始を行う前の確認

5.1 法人所得税免除の恩典使用の確認段階において、被奨励者は第 1.1 項に基づく計画が実施された証拠、および研修の実施、カリキュラムの策定、研究開

発、タイの中小企業（SMEs）向けのスキル開発に関して関係機関または教育機関への拘束力を示す証拠を提出しなければならない。

5.2 操業開始段階において、事務局は奨励申請やプロジェクトの改定プロセスに提出された資料、財務諸表、会計書類、教育機関や政府機関などの他の関連機関からの実施証明書に基づいて全ての計画実施状況を確認する。

第 6 項　本布告に基づき審査・判断ができない場合は、投資委員会長官に審査・判断を委ねる。

発布日：仏暦 2569 年（2026 年）2 月 6 日

ナリット・テートサティーラサック

（ナリット・テートサティーラサック）
投資委員会長官